

独立行政法人森林総合研究所中期計画

独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を一体的に実施する我が国最大の研究機関であり、これまで森林・林業及び木材利用の分野における総合的な研究開発を通じて中核的な役割を担ってきた。

今後に向けては、我が国の成長戦略の一環をなす「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」（平成21年12月農林水産省決定。以下「森林・林業再生プラン」という。）を指針として、森林の多面的機能を確保しつつ林業・木材産業の再生と木材利用を通じた低炭素社会の構築を目指し、森林資源を最大限に活用することにより雇用・環境にも貢献していく政策の推進が期待されている。新たに制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）の下では、国内で生産された木材等の利用促進を通じた林業の持続的かつ健全な発展、森林の適正な整備及び木材の自給率向上に向けた取組が一層求められている。

さらに、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）を通じて「低炭素社会」を実現していく上でも、森林の整備とそこから生産される木材を余すところなく利用することを繰り返す「森林資源の循環利用」の取組が地球温暖化防止、持続可能な社会の構築にとって益々重要となっている。

このような森林・林業政策上の優先事項を十分踏まえるとともに、「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）、「生物多様性国家戦略2012－2020」（平成24年9月28日閣議決定）、「第四期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）等の我が国の最新の国家的な戦略、総合的な施策の推進に貢献するため、研究所は、中期目標に従いその達成に向けた研究開発の重点的な実施に更なる努力を傾ける。これらの取組により独立行政法人に求められるミッションを有効かつ効率的に果たし、成果の社会還元を通じて産業と科学技術の発展に最大限の貢献をする。

また、水源林造成事業については、「森林・林業再生プラン」の下、森林所有者の自助努力等のみによっては適切な整備が図られない森林について公益的機能の発揮を確保する観点から、長伐期化等を図りつつ広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林の造成等を行うとともに、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を含め、関係地方公共団体との連携の下、独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）解散に伴い承継した事業等の適切かつ着実な実施を図る。

さらに、平成27年4月1日から研究所の新たな業務となる森林保険は、火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。移管後最初の中期計画の期間（1年間）においては、円滑な承継を確実に行うとともに、被保険者へのサービスの向上、業務の効率化のために必要な業務運営の見直し及び改善の着実な実施を図る。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発の推進

「森林・林業再生プラン」や「公共建築物等木材利用促進法」など森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、多様な社会ニーズに対応した研究開発を推進するため、「森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発」及び「林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発」に関する研究を行うとともに、地球温暖化対策や森林の有する多面的機能の発揮等については「地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究」及び「林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究」を行う。

これらの研究を効率的、効果的に遂行するために、「地域に対応した多様な森林管理技術の開発」をはじめ、以下のAからIまでに掲げる9課題を重点的に進める。

また、研究開発を支える基盤的な知識集積が必要であることから、研究基盤となる情報の収集と整備を推進するとともに、林木育種を積極的に推進するなどの観点から林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布を行う。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発

国産材の供給拡大と環境に調和した施業の推進に向けて、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえつつ、多様な施業システムに対応した森林管理技術の開発及び森林の機能発揮のための森林資源情報の活用技術の開発を行う。

B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

素材生産と流通の低コスト・高効率化により国産材の安定供給体制を構築するため、路網整備と機械化等による素材生産の低コスト化技術の開発及び国産材の効率的な供給のための林業経営・流通システムの開発を行う。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

住宅・公共建築物等への木材利用を促進し、国産材自給率の向上に資するため、木材利用促進のための加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等の木造・木質

化に向けた高信頼・高快適化技術の開発を行う。

D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

再生可能な未利用木質バイオマスを活用し、低炭素型社会の構築や地域の活性化に寄与するため、木質バイオマスの安定供給と地域利用システムの構築及び木質バイオマスの変換・総合利用技術の開発を行う。

(3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究

E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

森林、林業、木材利用等による総合的な温暖化対策のため、炭素動態観測手法の精緻化と温暖化適応及び緩和技術の開発並びに森林減少・森林劣化の評価手法と対策技術の開発を行う。

F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

気候変動による極端気象現象の増加に伴い激化する山地災害を軽減し、森林の整備・保全に資する治山技術を高度化するため、環境変動・施業方法等が水資源・水質に与える影響評価技術の開発及び多様な手法による森林の山地災害防止機能強化技術の開発を行う。

G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

病虫獣害による森林被害を防ぎ、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、シカ等による生物害に対する環境低負荷型の被害軽減・共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行う。

(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

林木の優良種苗の早期確保に向けて、林業の再生と国土・環境保全に資する250品種の開発を行う。また、長期間を要する林木育種の高速化を図るとともに、多様なニーズに対応するための育種技術を開発する。

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

森林資源の有効利用、新需要の創出及び林木育種の高度化のため、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発、ゲノム情報を活用した森林植物の遺伝的多様性の解明と保全・評価技術の開発、樹木及びきのこ等微生物の生物機能の解明と利用技術の開発並びにバイオテクノロジーの育種への利用技術の開発を行う。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

研究の基盤となる情報を収集するため、全国に配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施するとともに、木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト（ホームページ）等を用いてデータベースとして公開する。

(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布

ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布

貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、育種素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね6,000点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、特性評価を行うとともに、配布に活用する。

イ きのご類等の遺伝資源の収集、保存及び配布

きのご類等の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね500点を探索・収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行うとともに、配布に活用する。

ウ 種苗等の生産及び配布

都道府県等による第2世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。

新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。

2 森林保険業務の推進

(1) 被保険者の利便性の確保

森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないように、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。

(3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化

ア リスク管理体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

イ 内部監査体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。

ウ 職員の能力向上

適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。

エ 情報開示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。

(4) 研究開発との連携

研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。

3 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

a 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

b 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。

c 搬出間伐と木材利用の推進

① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。

② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。

なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。

d 森林整備技術の高度化

- ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。
- ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。
- ③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。

ウ 事業内容等の広報推進

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

エ 事業実施コストの構造改善

水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。

また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

ア 計画的で的確な事業の実施

a 事業の計画的な実施

- ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。
- ② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。
- ③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。

b 期中評価の反映

期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。

a 環境の保全及び地域資源の活用配慮した事業の実施

- ① 必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。
- ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。
- ③ 資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。

b 新技術・新工法の採用

- ① 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。
- ② 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。

ウ 事業実施コストの構造改善

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。

(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

ア 債権債務管理業務等の実施

平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T - A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実にを行う。

イ 保全管理業務の実施

機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。

4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化

研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。

自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。

国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。

産学官の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。

林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。

5 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。

国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。

研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。

(2) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。

また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。

知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種

展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。

6 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。

(2) 講習及び指導

研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計100回を目標に開催する。

(3) 国際機関、学会等への協力

我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。

政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率化目標の設定等

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。

イ 森林保険業務

森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。

その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等

により影響を受けることに留意する。

ウ 水源林造成事業等

事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成22年度経費と比較して、①一般管理費については30%、②常勤役職員の人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については20%、③事業費については30%削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が102.0（事務・技術職員（年齢勘案））であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成23年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成24年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に

従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

③ 森林保険業務に従事する職員

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。

調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。

森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。

また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。

さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。

連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。

共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。

施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。

保有する職員宿舎のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置を行う。

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。

職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。

職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。

このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4 内部統制の充実・強化

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDC Aサイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

研究所が行う業務の質の向上と業務運営の重点化・効率化及び透明性の確保を図る観点から、外部専門家・有識者による研究評議会を開催して評価、助言を受けるなど、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。

研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。

研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。

特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存

在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

4 予算

(1) 研究開発

平成23年度～平成27年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	48,875
施設整備費補助金	2,761
受託収入	7,535
諸収入	400
計	59,570
支 出	

人件費	37,051
業務経費	7,882
一般管理費	4,341
施設整備費	2,761
受託経費	7,535
計	59,570

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 28,475 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、29,111 百万円である。(競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。)

また、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定方法]

1 平成 23 年度は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = (前事業年度一般管理費 × α + 前事業年度業務経費 × β) × γ
+ 人件費 ± ε - 自己収入

α : 効率化係数 (0.97)

β : 効率化係数 (0.99)

γ : 消費者物価指数 (0.983)

ε : 毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 総人件費改革対象基本給等 + 総人件費改革対象外基本給等

総人件費改革対象基本給等 = 前中期計画総人件費改革対象基準額 - (前中期計画総人件費改革対象基準額 × (人件費抑制係数 - 給与改定率))

総人件費改革対象外基本給等 = 前事業年度総人件費改革対象外基本給等 × (1 + 給与改定率)

福利厚生費 = 共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

[注記]前提条件

- 1 総人件費改革対象基本給等の人件費抑制係数は6.0%、給与改定率は△3.2%により算定。
 - 2 総人件費改革対象外基本給等の給与改定率は△1.5%により算定。
 - 3 第2期中期目標期間における法人の統合に伴う減額分は、前事業年度一般管理費に含む。
 - 4 勧告の方向性を踏まえて効率化する額は、107,607千円とする。
- 2 平成24年度以降は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = (前事業年度一般管理費 × α + 前事業年度業務経費 × β) × γ + {人件費(非常勤職員給与、退職手当及び福利厚生費を除く。) × δ + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費} ± ε - 自己収入

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(1.00)

δ : 人件費抑制係数(1.00)

ε : 毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与

基本給等 = 前事業年度(基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率)

福利厚生費 = 共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

[注記]前提条件

- 1 給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率をともに0%と推定。
- 2 人件費抑制係数については、100%と推定。

(2) 森林保険業務

平成27年度予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	2,311
計	2,311

支 出	
人件費	268
保険金	1,545
業務経費	574
一般管理費	178
予算差異	▲254
計	2,311

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額230百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(3) 水源林造成事業等

平成23年度～平成27年度予算

(全体)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	122,763
長期借入金	38,800
業務収入	78,808
業務外収入	1,102
計	241,472
支 出	
業務経費	45,050
造林事業関係経費	35,908
特定地域等整備事業関係経費	8,040
林道事業関係経費	1,102
借入金等償還	145,350
支払利息	27,757
一般管理費	2,819
人件費	19,298

業務外支出	3,735
計	244,009

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額15,055百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(水源林勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	112,787
長期借入金	32,800
業務収入	747
業務外収入	875
計	147,210
支 出	
業務経費	36,080
造林事業関係経費	35,908
特定地域等整備事業関係経費	172
借入金等償還	74,140
支払利息	17,805
一般管理費	1,944
人件費	17,009
業務外支出	100
計	147,078

[注記]

- 1 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。
- 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
-----	-----

収 入	
国庫補助金等	9,976
長期借入金	6,000
業務収入	78,060
業務外収入	227
計	94,263
支 出	
業務経費	8,969
特定地域等整備事業関係経費	7,868
林道事業関係経費	1,102
借入金等償還	71,210
支払利息	9,953
一般管理費	875
人件費	2,289
業務外支出	3,635
計	96,931

[注記]

- 1 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。
- 2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5 収支計画

(1) 研究開発

平成23年度～平成27年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	56,917
經常費用	56,917
人件費	37,051
業務経費	7,060
一般管理費	4,052
受託経費	7,535
減価償却費	1,219

財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	56,917
運営費交付金収益	47,764
受託収入	7,535
諸収入	400
資産見返運営費交付金戻入	1,219
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記]

- 1 当勘定における退職手当については、その金額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 前期中期目標期間繰越積立金取崩額は、前期までに自己収入財源で購入し、当期へ繰り越した有形固定資産の残存価格相当額を計上。
- 3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

平成27年度収支計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,565
經常費用	2,565
人件費	268
保険金	1,545
業務経費	574
一般管理費	178

その他経常経費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	2,311
保険料収入	2,193
その他経常収益	12
財務収益	106
臨時利益	0
純利益	▲254

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

平成23年度～平成27年度収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,693
経常費用	16,693
分収造林原価	506
販売・解約事務費	405
一般管理費	1,133
人件費	2,554
財務費用	12,095
収益の部	16,701
経常収益	16,701
分収造林収入	268
販売・解約事務費収入	405
資産見返補助金等戻入	13

国庫補助金等収益	15,093
財務収益	53
雑益	870
純利益	8
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	629
目的積立金取崩額	0
総利益	637

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	232,684
經常費用	230,642
譲渡原価	219,070
一般管理費	595
人件費	1,077
財務費用	9,748
雑損	152
臨時損失	2,041
収益の部	232,806
經常収益	232,806
割賦譲渡収入	56,848
資産見返補助金等戻入	162,222
国庫補助金等収益	2,320
割賦利息収入	10,203
財務収益	18
雑益	1,194
臨時利益	0
純利益	122

前期中期目標期間繰越積立金取崩額	835
目的積立金取崩額	0
総利益	957

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 資金計画

(1) 研究開発

平成23年度～平成27年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	59,570
業務活動による支出	54,117
投資活動による支出	5,453
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	59,570
業務活動による収入	56,809
運営費交付金による収入	48,875
受託収入	7,535
その他の収入	400
投資活動による収入	2,761
施設整備費補助金による収入	2,761
その他の収入	0
財務活動による収入	0
その他の収入	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

平成27年度資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8, 3 3 2
業務活動による支出	2, 5 6 5
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	5, 7 6 7
資金収入	8, 3 3 2
業務活動による収入	2, 2 0 4
投資活動による収入	0
財務活動による収入	1 0 6
前年度繰越金	6, 0 2 1

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 前年度繰越金は、森林保険特別会計から承継するものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

平成23年度～平成27年度資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1 6 7, 2 5 0
業務活動による支出	7 2, 7 7 5
投資活動による支出	1 6, 0 0 0
財務活動による支出	7 4, 1 4 0
次期中期目標期間への繰越金	4, 3 3 5
資金収入	1 6 7, 2 5 0
業務活動による収入	6 0, 5 2 0
補助金収入	5 8, 8 5 0
政府補給金収入	4 7

収穫等収入	672
その他の収入	950
投資活動による収入	16,000
財務活動による収入	86,690
前期中期目標期間からの繰越金	4,041

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	139,895
業務活動による支出	26,816
投資活動による支出	29,000
財務活動による支出	78,710
次期中期目標期間への繰越金	5,369
資金収入	139,895
業務活動による収入	88,224
補助金収入	8,459
政府交付金収入	1,517
負担金・賦課金収入	67,966
その他の収入	10,283
投資活動による収入	31,638
財務活動による収入	13,500
前期中期目標期間からの繰越金	6,532

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 短期借入金の限度額

(1) 研究開発

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

(2) 森林保険業務

15億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

(3) 水源林造成事業等

56億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

1 不要財産の処分に関する計画

水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

成宗分室（杉並区）

職員共同住宅（盛岡市）

青山分室（盛岡市）

書類倉庫（盛岡市）

2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 90,000ha

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 森林保険勘定

剰余金は、積立金として整理する。

3 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

4 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務の適切及び効率的な実施を確保するため、以下のとおり、重点的な研究開発の推進、省エネルギー対策等に必要な整備を計画的に行う。

このほかに、研究開発業務に必要不可欠である根幹的な施設の老朽化に伴う対策について、積極的な整備・改修に努める。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
研究開発用施設の整備・改修等	1, 161 ± 〇
特別高圧受変電設備改修	1, 600

[注記]「〇」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 研究開発

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(参考1)

期首の常勤職員数 787 人

イ 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(参考2)

平成27年度当初の常勤職員数 36人

ウ 水源林造成事業等

事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。

(参考3)

期首の常勤職員数 437 人

(2) 人材の確保

研究職員の採用については任期付採用制度の活用並びに若手研究者及び女性研究者の積極的な採用に留意しつつ、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材

を確保する。

森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

3 環境対策・安全管理の推進

事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。

環境負荷の低減の観点から、施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの実施状況について環境報告書として公表する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実を図り、適正かつ迅速な対応に努める。

個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。

また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準、ガイドライン等を整備するとともに、役職員への教育、研修を実施する。

5 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。

(2) 水源林勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。